

「2016年合格目標 LEC 全日本社労士公開模試 第1回」から
第48回社労士試験【選択式】労基法・安衛法 - 空欄A及び空欄Bの出題が**的中**しました



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU16702 p.2 問2]

2 最高裁判所は、労災保険法の保険給付を受ける者に係る労働基準法第19条ただし書における解雇制限の除外規定の適用に関し、「(中略) を受ける労働者が、療養開始後 を経過しても疾病等が治らない場合には、労働基準法第75条による療養補償を受ける労働者が上記の状況にある場合と同様に、使用者は、当該労働者につき、同法第81条の規定による の支払をすることにより、解雇制限の除外事由を定める同法第19条1項ただし書の適用を受けることができるものと解するのが相当である。」と判示している。

(解答 → ④療養補償給付)
解答 → ⑭3年
解答 → ⑫打切補償

本試験出題はこうでした!

第48回 社労士試験 問題
【選択式】 労基法及び安衛法 【空欄A及びB】

- 1 (1～3段目略)。
したがって、労災保険法12条の8第1項1号の療養補償給付を受ける労働者が、療養開始後 を経過しても疾病等が治らない場合には、労働基準法75条による療養補償を受ける労働者が上記の状況にある場合と同様に、使用者は、当該労働者につき、同法81条の規定による の支払をすることにより、解雇制限の除外事由を定める同法19条1項ただし書の適用を受けることができるものと解するのが相当である。」

解答 → ⑦打切補償
解答 → ④3年

的中!